

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	大阪市教育委員会
指定したモデル地域名	大阪市

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
大阪市	特別支援学校（知・肢） 1 校
	特別支援学校（聴覚） 1 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

①東住吉特別支援学校

平成 25 年 4 月に開校した大阪市初めての知肢併置校である。隣接して大阪市内で初の小中一貫校である「やたなか小中一貫校」（矢田小学校・矢田南中学校）が平成 24 年度に設置されており、本市として交流及び共同学習を進めるモデル地域として検討していたところである。東住吉特別支援学校においては、専門性をもった教員を多数配置し、地域のセンター的役割のモデル校としても位置付けており、豊富なノウハウと人材がある。

新設校であるので、交流及び共同学習の体制整備と実践の蓄積が課題である。

②聴覚特別支援学校

明治 33 年に「私立大阪盲啞院」として創立以来 114 年、聴覚障害教育での全国のパイオニア的存在である。昭和初期より適性教育（ORA システム）を提唱し、口話、手話、指文字、聴覚活用等、多様なコミュニケーション手段を一人一人の幼児児童生徒の実態に応じて取り入れ、教育実践を行ってきた。現在、センター機能の一つとして、0 歳児から 2 歳児までを対象にした早期からの教育相談の実施、小・中学校に在籍する児童生徒の発音や言語の指導をする通級教室、補聴器の管理指導を行う補聴相談にも取り組んでいる。近隣の小中学校とは 30 年以上学校間交流を続けているが、単発的な行事に終わることなく、計画的、系統的に実施することが課題である。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援の関わる取組内容】

- ・必要に応じて、検討委員会や関係校連絡会へ出席し、合理的配慮に関する事例報告の作成について指導・助言を行った。
- ・モデル実施学校への訪問視察を行い、成果の状況及び事業の進捗について把握した。
- ・取組の成果報告を冊子として取りまとめ、年度末に全市に向け情報発信した。

【モデル地域内における取組】

①東住吉特別支援学校

合理的配慮協力員である大学教員と共に、交流及び共同学習における合理的配慮についての検討・決定を行い、その成果や課題について研究した。合理的配慮協力員は児童生徒の活動時間（各授業）に実際に参加し、その中で考えられる合理的配慮について指導・助言を行った。また、放課後、授業担当者と研究協議を行い、居住地校交流や学校間交流等を実施する際の合理的配慮に関して具体的な配慮を検討し、実践につなげた。

また、合理的配慮協力員はこの研究協議に8回程度参加し、また肢体不自由教育の専門家でもあることから、合理的配慮だけにとらわれず、広く児童生徒の自立活動の指導全般にも助言を行った。

近隣校のやたなか小中一貫校においては、校長を中心として、関係教員による交流及び共同学習検討会議を開催しており、特別支援学校との学校間交流の取組を進めた。また、特別支援学校のコーディネーターが、小中一貫校の特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習について指導・助言を行った。

②聴覚特別支援学校

合理的配慮協力員を活用して、日常的な授業参観を通して、助言を受けて授業の充実に活用した。また、教科担当教員との話し合いを定期的に行い、様々な工夫を重ねることでわかりやすい授業づくりを行うことができた。合理的配慮スタッフについても、手話のできる学生や聴覚特別支援学校の卒業生を配置し、日常生活の中で中学校の交流教育及び大学での体験談などを生徒に話し、交流及び共同学習の意義について理解を深めることができた。

3. 成果及び課題

(1) 成果

①東住吉特別支援学校

居住地校交流を行うに当たって、交流校と事前に指導案に基づいた打合せを行った。児童生徒の活動がしやすいように教具の工夫や時間の配分について合理的配慮協力員と打合せをすることができた。

知的障害教育部門小学部児童については、小学部入学時より1~2か月に1回のペースで居住地校での学習を進めてきた。交流及び共同学習を進めるにつれ児童同士が、活動についていくことが困難な本校児童の手を取って一緒に移動する場面が自然に見られるようになってきた。肢体不自由教育部門では、居住地校の児童が、小学部児童の表現したいという気持ちを待っていただけるようになり、そのことで本校児童に「安心感」が生まれ、緊張を和らげる結果となってきた。中学部においては、交流後、通学バスから降りた時、出会った中学校の生徒が以前よりも声を掛けてくれる機会が増えたと担任に報告があり、交流及び共同学習を実施してよかったと喜んでいる様子が伺えた。

②聴覚特別支援学校

合理的配慮協力員の助言や合理的配慮スタッフの支援を受けながら、自己紹介カードの作成や交流及び共同学習の意義について生徒に理解させることができた。居住地の中学校では、合理的配慮スタッフの協力により、総合的な学習の時間に手話を学習したり、難聴体験の授業を行ったり、特別支援学校生徒との交流及び共同学習に臨むことができた。中学校教員についても、合理的配慮協力員と特別支援学校教員からの助言により、視覚に訴える教材の作成や、聴覚障害のある生徒を見ながらゆっくり、そして大きく口を開けることを意識した授業を展開することができた。レクリエーションや体験授業など共に同じ空間で親しむことで、連帯感が生まれ、言葉の壁を越えた親近感が生まれたように見えた。

聴覚特別支援学校の生徒は、自らの課題を把握し、他者との関わり方を考えることができた。交流及び共同学習を通して、達成感から自信も生まれクラブ活動や生徒会活動など学校生活全体に向き合う姿勢が変化した。

(2) 課題

①東住吉特別支援学校

重度の児童生徒が多く在籍する肢体不自由教育部門において、保護者のニーズはあるものの、双方の児童生徒にとって学習内容の理解や達成目標の設定などの調整がまだまだ十分とは言えない。また、居住地校交流における成果について検討する必要がある、実施マニュアル等を作成して、計画から評価までのPDCAサイクルに則った運用をすることも今後の課題である。

②聴覚特別支援学校

聴覚障害の生徒への合理的配慮というと「手話」と思いがちであるが、筆談であったり、補聴システムであったり、視覚的教材の準備でもそうである。これらの合理的配慮を聴覚障害者が自分自身で求めていくことができるよう、自身の聴覚障害について知り、周りにうまく説明する力、つまり「障害認識」を育てることが求められる。この「障害認識」については、聴覚特別支援学校では「自立活動プログラム」「キャリア教育計画」を作成し、その中で取り組むことを計画している。

特別支援学校の教員だけでなく、小・中学校に勤務する教員として、障害に関する知識や技能を一層向上させる必要がある。居住地校での交流及び共同学習で、児童・生徒が生き生きと授業に参加し、共に教育効果が達成できるように、教育委員会として、居住地の小学校・中学校に対するインクルーシブ教育に関する理解・啓発を一層進めていく必要がある。個々の教育ニーズに応じた「合理的配慮」の提供及び情報発信をする必要がある。今年度末に成果物として50ページの報告書を作成し、大阪市内およそ500校園に配布した。次年度は、この冊子の実践を参考に、各特別支援学校で交流及び共同学習が一層充実するよう指導するとともに、合理的配慮についての普及のために研修会を予定する。